

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る 事前協議書作成のための手引き

(Ver. 1.05)

(令和3年8月)

秋 田 県

この手引きは、県外で発生した産業廃棄物を処分するため、秋田県内に搬入する場合に必要な事前協議を行うための手引きです。秋田市内の処分業者に産業廃棄物を搬入する場合も、県と事前協議を行う必要があります。

事前協議にあたっての注意事項

- 1 この手引きは、条例改正等により内容を随時更新（変更）します。利用の際は、最新のものであることを確認してください。
- 2 事前協議は、秋田市を含む秋田県内で県外からの産業廃棄物を処分するために搬入する場合、必要となります。
- 3 事前協議の窓口は、秋田県生活環境部環境整備課となります。
事前協議は郵送でも受け付けますが、あらかじめ電話等で担当者と相談してください。
- 4 事前協議書の提出部数は1部です。
（自らの控えは、取るようにしてください。）
- 5 事前協議が成立した場合、事前協議の内容の遵守、環境保全協力金の納入等について、知事と協定を締結していただきます。
- 6 更新協議は、搬入期間満了の日の60日前から受け付けます。
なお、満了日の間近に協議を行った場合、満了日に引き続き搬入することができない場合がありますので、概ね30日前までに協議を行ってください。
- 7 事前協議書提出前に記入に漏れ・誤りがないか確認してください。また、協議書類の内容に疑問点がある場合などは、追加資料の提出を求めることがあります。
- 8 事前協議を行わずに県外産業廃棄物を搬入した場合や、協議の内容を遵守しなかった場合は、勧告及び公表の対象となる場合があります。

目次

第1章	県外産業廃棄物搬入に係る事前協議について	1 p
1	協議窓口	1 p
2	事前協議の方法	1 p
3	事前協議の対象とならない産業廃棄物	1 p
4	添付書類	1 p
5	搬入期間	1 p
6	審査結果通知書	2 p
7	協定の締結	2 p
8	変更協議	2 p
第2章	県外産業廃棄物搬入事前協議書の添付書類について	3 p
第3章	県外産業廃棄物の検査項目について	6 p
1	ばいじん、燃えがら、鉦さい	7 p
2	廃油	8 p
3	汚泥、廃酸、廃アルカリ	9 p
第4章	協議成立後の注意事項	14 p
1	氏名等の変更届出	14 p
2	県外産業廃棄物搬入状況報告書	14 p
3	環境保全協力金の納入	14 p
○	県外産業廃棄物に係る事前協議書及び添付書類チェックリスト	15 p
○	秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る 事前協議等に関する条例様式集	18 p
○	委任状の記載例	34 p
【参考資料】		35 p
1	「県外産業廃棄物搬入事前協議における添付書類の取扱いについて」 令和元年6月26日 環備-203	36 p
2	「県外産業廃棄物搬入事前協議の手続に関する押印・対面方式の見直しについて」 令和3年3月24日 環備-707	40 p
3	「県外産業廃棄物搬入事前協議に係る放射性物質の測定等に関する方針の一部改正について」 令和3年8月27日 環備-338	42 p

第 1 章

県外産業廃棄物搬入に係る事前協議について

県外で排出した産業廃棄物（以下「県外産業廃棄物」という。）を秋田県内で処分するために搬入しようとする事業者（以下「県外産廃排出事業者」という。）は、「秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成 14 年 12 月秋田県条例第 75 号、以下「条例」という。）の定めにより、あらかじめ、県外産業廃棄物の種類、数量及び搬入期間等の事項について、事前協議書を提出のうえ、秋田県知事と協議しなければなりません。

協議の内容を変更する場合も同様です。ただし、条例規則で定める軽微な変更の場合は除きます。

1 協議窓口：秋田県生活環境部 環境整備課 廃棄物対策班

〒010-8570 秋田市山王 4 丁目 1 - 1

TEL 018-860-1624 FAX 018-860-3835

URL：<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/376>

2 事前協議の方法

事前協議は原則として県外産廃排出事業者が行ってください。

郵送による事前協議も受け付けます。

3 事前協議の対象とならない産業廃棄物

次に掲げる産業廃棄物を処分するために県内に搬入する場合は、事前協議は必要ありません。

- (1) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する使用済自動車
- (2) 同法第 2 条第 3 項に規定する解体自動車
- (3) 同法第 2 条第 4 項に規定する特定再資源化物品である産業廃棄物
 - 特定再資源化物品　－　自動車破碎残さ及び指定回収物品
 - 指定回収物品　　－　エアバッグその他衝突の際の人の安全を確保するための装置に使用するガス発生器

4 添付書類

第 2 章を参照してください。

5 搬入期間

搬入期間は原則 1 年以内となります。

ただし、廃棄物処理法施行令第 6 条の 11 第 2 号又は第 6 条の 14 第 2 号に規定する優良産業廃棄物処理業者の認定を受けた産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者（以下「優良産廃処分業者」という。）に処理を委託する場合（優良産廃処分業者が廃棄物処理法第 15 条の 4 の 4 に規定する無害化処理を行う場合を含む）は 2 年以内となります。

なお、搬入期間を延長する場合は更新協議を行う必要があります。

6 審査結果通知書

審査の結果については、事前協議の成立・不成立によらず、協議書を受理した日の翌日から起算して30日以内に通知します。ただし、次の日数は期間算定に含みません。

- (1) 協議書類の不備、他の理由による協議者及び関係者への照会等に要した日数
- (2) 秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日の日数
- (3) 秋田市に所在する処分業者に処理を委託する場合、秋田市への照会に要した日数

7 協定の締結

事前協議が成立した場合は、協議の内容の遵守、環境保全協力金の納入、その他必要な事項について、秋田県知事と協定を締結するものとします。

8 変更協議

協議の内容のうち、次に掲げる事項を変更する場合は、変更協議を行う必要があります。ただし、変更の内容が規則で定める軽微な変更の場合はその必要はありません。

(1) 変更協議を必要とする事項

- ・ 県外産業廃棄物の種類の変更
- ・ 県外産業廃棄物の搬入量の増加
- ・ 県外産業廃棄物の収集運搬業者の変更
- ・ 県外産業廃棄物の処分業者の変更
- ・ 県外産業廃棄物の処分方法の変更
- ・ 県外産業廃棄物の搬入理由の変更
- ・ 県外産業廃棄物の搬入期間の延長

※総量に変更がなくとも、内訳数量が変更になる場合や、性状、組成の異なる廃棄物が新たに追加になる場合なども変更協議が必要となります。

※搬入期間の延長は、新規、更新協議時に1年（優良産廃処分業者に搬入する場合は2年と読み替えるものとする。以下同じ。）未満の搬入期間で協議が成立している場合で、当該新規、更新協議の搬入開始日から1年以内の期間において、搬入期間を延長する場合に限ります。

(2) 変更協議を必要としない軽微な変更該当する事項

- ・ 県外産業廃棄物の数量の減少
- ・ 県外産業廃棄物の搬入期間の短縮
- ・ 県外産業廃棄物の数量の減少及び搬入期間の短縮

第2章

県外産業廃棄物搬入事前協議書の 添付書類について

事前協議書には次の書類を添付してください。

番号	内 容	協 議				届出
		新規	更新	変更	PCB	変更
1	搬入協定書（正本2部）（日付は空欄とすること。）	○	○	○	○	—
2	法人登記の登記事項証明書（正本1部） （全部事項証明書であれば履歴事項証明書、現在事項証明書のいずれでも可） ※提出時の現況と一致し、かつ、発行から3ヶ月以内であること。	○	○	△	○	△
3	工場、支店等の長等、代表権を持たない者が協議者の場合は、協議等の権原を有することを示す次のいずれかの書類 ・法人の代表者による当該事前協議の決裁権の委任が分かる書類（備考1） ・協議者が、排出事業所が所在する自治体に提出した、多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書、PCB保管等届出書等の写し（備考2）	○	○	○	○	△
4	県外産業廃棄物に含まれる有害物質等に係る計量証明書（発行から6ヶ月以内であること。）（備考3）	○	○	△	—	—
	低濃度 PCB 廃棄物の場合は次のいずれかの書類 ・PCBに係る分析結果書（発行年月日は問わない。） ・PCB 特措法第8条に基づく PCB 廃棄物の保管等の届出の写し（搬入する低濃度PCB廃棄物とその濃度とともに記載されている場合に限る。）	—	—	—	○	—
	県外産業廃棄物の放射性物質濃度の測定結果（備考4）	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	—
5	県外産業廃棄物の発生工程、場所を明確にしたフロー図等（備考5）	○	○	△	—	—
	PCB 特措法第8条に基づく PCB 廃棄物の保管等の届出の写し（備考6）	—	—	—	○	—
6	収集運搬業者の排出元自治体等の収集運搬業許可証の写し（秋田市内の処分業者への搬入の場合には、秋田市の同許可証の写しも添付されているか。）	○	○	△	○	—
7	処分業者の処分業許可証の写し（秋田市内の処分業者への搬入の場合に限る。）	○	○	△	—	—
8	搬入数量の積算根拠等（備考7）	○	○	△	—	—
9	会社、工場等の概要がわかるパンフレット等（備考8）	○	△	△	—	—
10	前審査結果通知書の写し	—	○	○	—	—

（記号の意）○：必ず添付が必要。 △：その内容に変更がない場合に限り、添付を要しない。

備考1：決裁権の委任が分かる書類（代表者からの委任状）

1. 本社の代表者による当該事前協議の決裁権に関する委任状を添付してください。
2. 協議者である工場、支店等の代表者が変更になった場合は、本社の代表者による当該事前協議の決裁権に関する委任状が新たに必要です。また、委任者が変更になった場合も新たに委任状が必要です。

備考2：届出書等の写し

1. 委任状に代えて添付できる届出書は次のとおりです。
 - ・ 廃棄物処理法第12条第9項に基づく多量排出事業者の産業廃棄物処理計画
 - ・ 廃棄物処理法第12条第10項に基づく産業廃棄物処理計画の実施状況報告
 - ・ 廃棄物処理法第12条の2第10項に基づく多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画
 - ・ 廃棄物処理法第12条の2第11項に基づく特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況報告
 - ・ 廃棄物処理法第12条の3第7項に基づく産業廃棄物管理票交付者の報告
 - ・ PCB特措法第8条第1項に基づくPCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出
 - ・ PCB特措法施行規則第10条第2項に基づくPCB廃棄物等の保管の場所等の変更届出
 - ・ PCB特措法施行規則第16条第2項に基づく承継届出
 - ・ PCB特措法施行規則第26条第2項に基づく譲受け届出

備考3：県外産業廃棄物に含まれる有害物質等に係る計量証明書

1. 対象となる県外産業廃棄物の種類と試験方法は、次のとおりとなります。
 - (1) 燃えがら、ばいじん、汚泥、鉍さい 溶出試験
 - (2) 廃油、廃酸、廃アルカリ 含有量試験
2. 検査項目等詳細については「県外産業廃棄物検査項目一覧」を参照してください。

備考4：県外産業廃棄物の放射性物質濃度の測定結果

1. 別表1の都県に所在する事業所から県外産業廃棄物を秋田県内で処分するために搬入しようとする場合には、当分の間、県外産業廃棄物の放射性物質濃度（セシウム134、セシウム137及びその合計量に関するものをいう。以下同じ。）の測定を行い、その結果を記載した書面の写しを県外産業廃棄物搬入事前協議書に添付してください。

ただし、搬入しようとする産業廃棄物の形状、性状、その他の理由により放射性物質濃度の測定が困難と認められる場合に限り、空間線量率の測定をもって放射性物質濃度の測定に代えることができるものとします。

なお、福島県の汚染廃棄物対策地域以外に所在する事業所については、発生する場所が屋内であり、かつ保管場所が屋内若しくは密閉容器に保管されている別表2に掲げる県外産業廃棄物の測定を省略できることとします。この場合は保管状況がわかる写真を添付してください。

【別表1】

岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福島県（放射性物質汚染対処特措法に規定する汚染廃棄物対策地域を除く。）

【別表2】

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉍さい、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、感染性産業廃棄物、廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物。ただし、中間処理後の産業廃棄物であるものを除く。

備考5：県外産業廃棄物の発生工程、場所を明確にしたフロー図等

1. 搬入する産業廃棄物の発生工程について、プラント工程図を記載の上、説明してください。
2. プラント工程図には、次の点を明確に記載してください。
 - (1) 発生する産業廃棄物のうち、搬入する産業廃棄物の発生箇所、搬出状態
 - (2) 発生する産業廃棄物の主成分の化学物質名等とおおよその割合(化学反応等で生じている場合は原料等)

備考6：PCB特措法に基づくPCB廃棄物の保管等の届出の写し

1. PCB特措法第8条に基づくPCB廃棄物の保管等の届出の写しを添付してください。
2. 届出後に新たに発見された等の理由により保管等の届出を行っていない場合は添付する必要はありませんが、翌年度の排出元自治体への届出には確実に反映させてください。

備考7：搬入数量の積算根拠等

1. 搬入数量の積算根拠となる資料を添付してください。(過去2～3年の搬入実績、製造計画等の数値を明確にした上で詳細に記載してください。また、新規に搬入しようとする場合は、現在の処分先等への搬入実績を同様に記載してください。)
2. 更新時等の搬入数量が前年実績と比較してかなり多い場合は、搬入数量が過大な見込量とならないよう実績相当分に合わせた数量にしてください。
3. 搬入期間内に搬入量の増量又は種類の変更等をしようとする場合は変更協議が必要です。
4. 協議者が中間処理業者又はこれに類する協議者(例えばシュレッダーダストのように他者からの有価物、廃棄物を集めて何らかの処理を行い、それによって発生した残渣を県内に搬入する協議者をいう。)に該当する場合は、直近1年間の処理の委託者と受入量の一覧を添付してください(各都道府県へ提出した産業廃棄物処分実績報告書等の写しでも差し支えありません。また、多量のため書面で提出することが困難な場合には、CD等電子媒体でも差し支えありません。)

備考8：会社、工場等の概要がわかるパンフレット等

協議者が中間処理業者の場合は、会社等のパンフレットのほかに排出元自治体の処分業許可証の写しを添付のうえ、事業内容を説明してください。

第 3 章

県外産業廃棄物の検査項目について

特定の排出源から排出される産業廃棄物を搬入する場合は、廃棄物の種類ごとに、定められた項目について検査を実施し、事前協議書に発行から 6 ヶ月以内の計量証明書を添付してください。

ただし、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定事業者に処理を委託するために搬入する低濃度 PCB 廃棄物については、証明年月日は問わないものとします。

検査項目については別表を参考にしてください。

なお、該当する施設がない場合は、計量証明書を添付する必要はありません。

【略号等】

- 総水銀・・・・・・・・・・水銀又はその化合物
- C d・・・・・・・・・・カドミウム又はその化合物
- P b・・・・・・・・・・鉛又はその化合物
- C r (IV)・・・・・・・・・・六価クロム化合物
- A s・・・・・・・・・・砒素又はその化合物
- S e・・・・・・・・・・セレン又はその化合物
- D X N・・・・・・・・・・ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 1 項に規定するダイオキシン類をいう。）
- チウラム・・・・・・・・・・テトラメチルチウラムジスルフィド
- シマジン・・・・・・・・・・2-クロロ-4, 6-ビス-S-トリアジン
- チオベンカルブ・・・・・・・・S-4-クロロベンジル-N・N-ジエチルチオカルバマート
- C N・・・・・・・・・・シアン化合物
- P C B・・・・・・・・・・ポリ塩化ビフェニル

【別表】

1 検査項目（ばいじん、燃え殻、鉍さい）

廃棄物	大気ばい煙発生施設番号	物質名	アルキル水銀化合物	総水銀	1,4-ジオキサン	Cd	Pb	Cr(VI)	As	Se	DXN			
			基準値	ばいじん、燃え殻		N.D.	0.005	0.5	0.09	0.3	1.5	0.3	0.3	3
				鉍さい		N.D.	0.005		0.09	0.3	1.5	0.3	0.3	
			排出源		適用									
施設		規模												
ばいじん	3	金属精錬又は無機化学工業品製造用焙焼炉、焼結炉及び煅焼炉	原料処理能力1t/h以上	○	○	○		○	○	○				
	4	金属の精錬の用に供する溶鉍炉、転炉及び平炉	原料処理能力1t/h以上								○			
	5	金属精錬又は鑄造用の溶解炉	火格子面積；1m ² 以上 羽口面断面積；0.5m ² 以上 バーナ燃焼能力；重油500/h以上 変圧器定格容量；200KVA以上のいずれかのもの	○	○		○	○			○			
	9	窯業製品製造用焼成炉及び溶融炉	火格子面積；1m ² 以上				○	○		○	○			
	10	無機化学工業品又は食料品製造用反応炉及び直火炉	バーナ燃焼能力；重油500/h以上 変圧器定格容量；200KVA以上のいずれかのもの	○	○		○	○	○	○	○			
	11	乾燥炉（Cu、Pb、Zn精製用、トリポリりん酸ナトリウム製造用は除く）		○	○		○	○	○	○	○			
	12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造用電気炉	変圧器定格容量；1,000KVA以上				○	○	○		○			
	14	銅、鉛又は亜鉛の精錬用の焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料処理能力；0.5t/h以上 火格子面積；0.5m ² 以上 羽口面断面積；0.2m ² 以上 バーナ燃焼能力；重油200/h以上のいずれかのもの				○	○		○	○			
	15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウム製造用の乾燥施設	容量0.1m ³ 以上				○				○			
	21	りん、りん酸、りん酸肥料又は複合肥料の製造用反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	燐りん鉍石処理能力；80kg/h以上 バーナ燃焼能力；重油500/h以上 変圧器定格容量；200KVA以上のいずれかのもの				○							
	23	トリポリりん酸ナトリウムを製造する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料処理能力；80kg/h以上 火格子面積；1m ² 以上 バーナ燃焼能力；重油500/h以上のいずれかのもの				○							
	24	鉛の第二次精錬又は鉛の管、板若しくは線の製造用溶解炉	バーナ燃焼能力；重油100/h以上 変圧器定格容量；40KVA以上のいずれかのもの					○		○				
	25	鉛蓄電池製造用の溶解炉	バーナ燃焼能力；重油40/h以上 変圧器定格容量；20KVA以上のいずれかのもの					○						
	26	鉛系顔料製造用溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量；0.1m ³ 以上 バーナ燃焼能力；重油40/h以上 変圧器定格容量；20KVA以上のいずれかのもの					○						
	☆	製鋼（鑄鋼を除く）電気炉	変圧器の定格容量；1,000VA以上									○		
	☆	アルミニウム合金製造焙焼炉、溶解炉、乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉；原料処理能力0.5t/h以上 溶解炉；容量1t以上									○		
	—	汚泥（PCB汚染物、PCB処理物除く）の焼却施設	処理能力5m ³ /日超、200kg/h以上又は火格子面積2m ² 以上の施設			○								
	—	廃油（廃PCB等除く）の焼却施設	処理能力1m ³ /日超、200kg/h以上又は火格子面積2m ² 以上の施設			○								
—	産業廃棄物（汚泥廃油、廃プラ、廃PCB除く）の焼却施設	処理能力200kg/h以上又は火格子面積2m ² 以上の施設			○									
ばいじん 燃え殻	—	廃プラスチック類焼却施設	処理能力0.1t/日を超え又は火格子面積2m ² 以上の施設				○	○	○		○			
	—	産業廃棄物焼却施設	処理能力200kg/h以上又は火格子面積2m ² 以上の施設					○	○					
	—	廃棄物焼却炉である特定施設	処理能力50kg/h以上又は火格子面積0.5m ² 以上の施設								○			
鉍さい	—	事業活動に伴って排出されるもの	○	○		○	○	○	○	○				

※施設番号は、大気汚染防止法施行令別表第1による。施設番号が☆印は、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1による。

※検定方法は、平成4年7月3日付け厚生省告示第192号「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」による。

※基準値の単位はmg/L（溶出量）、ただしDXNの「ばいじん、燃え殻」はng-TEQ/g（含有量）である。

※総水銀が検出された場合、アルキル水銀化合物の測定結果を添付すること。

2 検査項目（廃油）

水質特定施設番号	物質名		トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1, 2-ジクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン	シス-1, 2-ジクロロエチレン	1, 1, 1-トリクロロエタン	1, 1, 2-トリクロロエタン	1, 3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	Se	1, 4-ジオキサン	
	基準値	廃溶剤	濃度不問	濃度不問	濃度不問	濃度不問	濃度不問	濃度不問	濃度不問	濃度不問	濃度不問	濃度不問	濃度不問	-	-	-	濃度不問	-	濃度不問
No		業種	施設	適用															
					処理物	濃度不問	濃度不問	濃度不問	濃度不問	濃度不問	濃度不問	濃度不問	濃度不問	濃度不問	濃度不問	濃度不問	濃度不問	濃度不問	濃度不問
		廃溶剤の場合	濃度不問	濃度不問	濃度不問	濃度不問	濃度不問	濃度不問	濃度不問	濃度不問	濃度不問	濃度不問	濃度不問	濃度不問	濃度不問	濃度不問	濃度不問	濃度不問	濃度不問
		廃酸、廃アルカリの場合	1	1	2	0.2	0.4	10	4	30	0.6	0.2	-	-	-	1	-	5	
		廃酸、廃アルカリ以外の場合	0.1	0.1	0.2	0.02	0.04	1	0.4	3	0.06	0.02	-	-	-	0.1	-	0.5	
		排出源																	
		業種																	
		施設																	
19	紡績業又は繊維製品製造業若しくは加工業	ト 染色施設	○	○				○	○	○									
		チ 薬液浸透施設	○	○				○	○	○									
21	化学繊維製造業	ハ 原料回収施設			○			○								○		○	
23	パルプ、紙、紙加工品の製造業	リ セロハン製膜施設														○			
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	現像洗浄施設等	○	○	○			○	○	○									
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業	ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設					○												
33	合成樹脂製造業	イ 縮合反応施設																○	
		ニ 静置分離器			○	○	○	○			○						○	○	
37	前6号以外の石油化学工業	チ エチレンオキサイド又はエチレングリコール製造施設の蒸留施設及び濃縮施設																○	
38の2	界面活性剤製造業	反応施設																○	
41	香料製造業	ロ 抽出施設	○	○	○	○		○	○							○			
47	医薬品製造業	ニ 混合施設	○	○	○	○	○	○	○							○		○	
49	農薬製造業	混合施設									○								
50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業	試薬製造施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		○	
51	石油精製業	ホ 潤滑油洗浄施設	○					○	○	○									
53	ガラス又はガラス製品製造業	イ 研磨洗浄施設			○					○									
66	電気めっき施設		○	○	○	○	○	○	○										
66の2	エチレンオキサイド又は1, 4-ジオキサンの混合施設																	○	
67	洗濯業	洗浄施設	○	○		○	○	○	○	○									
71の2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設	イ 洗浄施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		○	
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設		○	○	○														
-	写真感光材料製造業	溶解施設			○														
-		その物質による表面処理施設	◎	◎	○	○	○	●	◎	○						○		○	
-		廃油の蒸留施設（1, 4-ジオキサン回収に限る。）																○	
-		1, 4-ジオキサン含有塗料を使用する塗装施設																○	

◎トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンによる表面処理
 ●トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタンによる表面処理
 ※業種番号と施設記号は、水質汚濁防止法施行令別表第1による。
 ※検定方法は、平成4年7月3日付け「厚生省告示第192号「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」による。
 ※基準値の単位はmg/L（溶出量）、ただし「処理物の廃酸、廃アルカリ」はmg/L（含有量）である。

3 検査項目（汚泥、廃酸、廃アルカリ）

物質名	アルキル水銀化合物	総水銀	Cd	Pb	有機燐化合物	Cr ^(VI)	As	CN	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1, 2-ジクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン	シス-1, 2-ジクロロエチレン	1, 1, 1-トリクロロエタン	1, 1, 2-トリクロロエタン	1, 3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	Se	1, 4-ジオキサン	DXN		
																											ND	0.01
基準値	汚泥の場合	ND	0.01	0.09	0.3	1	1.5	0.3	1	0.003	0.1	0.1	0.2	0.02	0.04	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1	0.3	0.5	3	
	廃酸・廃アルカリの場合	ND	0.05	0.3	1	1	5	1	1	0.03	1	1	2	0.2	0.4	10	4	30	0.6	0.2	0.6	0.3	2	1	1	5	0.1	
	処理物	廃酸、廃アルカリの場合	ND	0.05	0.3	1	1	5	1	1	0.03	1	1	2	0.2	0.4	10	4	30	0.6	0.2	0.6	0.3	2	1	1	5	0.1
		廃酸、廃アルカリ以外の場合	ND	0.005	0.09	0.3	1	1.5	0.3	1	0.003	0.1	0.1	0.2	0.02	0.04	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1	0.3	0.5	3
排出源	適用																											
業種	施設																											
19 紡績業又は繊維製品製造業若しくは加工業	ト 染色施設																											
	チ 薬液浸透施設																											
	リ のり抜き施設																											
21 化学繊維製造業	イ 湿式紡糸施設																											
	ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設																											
	ハ 原料回収施設																											
22 木材薬品処理業	ロ 薬液浸透施設																											
23 パルプ、紙、紙加工品の製造業	イ 原料浸せき施設																											
	ニ 蒸解施設																											
	ホ 蒸解廃液濃縮施設																											
	ヘ チップ及びパルプ洗浄施設																											
	ト 漂白施設																											
	チ 抄紙施設																											
	リ セロハン製膜施設																											
	ヌ 湿式繊維板成型施設																											
23 新聞業、出版業、印刷業又は製版業	ル 廃ガス洗浄施設																											
	現像洗浄施設等																											
24 化学肥料製造業	イ ろ過施設																											
	ロ 分離施設																											
	ハ 水洗式破碎施設																											
	ニ 廃ガス洗浄施設																											
	ホ 湿式集じん施設																											
25 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリ製造業	イ 塩水精製施設																											
	ロ 電解施設																											
26 無機顔料製造業	イ 洗浄施設																											
	ロ ろ過施設																											
	ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち遠心分離機																											
27 前2号以外の無機化学工業製品製造業	ホ 廃ガス洗浄施設																											
	イ ろ過施設																											
	ロ 遠心分離機																											
	ヘ 青酸反応施設のうち反応施設																											
	ヌ 廃ガス洗浄施設																											
28 カーバイト法アセチレン誘導品製造業	ル 湿式集じん施設																											
	イ 湿式アセチレンガス発生施設																											
29 コールタール製品製造業	ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設																											
	イ ベンゼン類硫酸洗浄施設																											
31 メタン誘導品製造業	ロ 静置分離器																											
	イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち蒸留施設																											
	ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設																											
32 有機顔料又は合成染料製造業	イ ろ過施設																											
	ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設																											
	ハ 遠心分離機																											

物質名		アルキル水銀化合物	総水銀	Cd	Pb	有機燐化合物	Cr(VI)	As	CN	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	Se	1,4-ジオキサン	D X N			
水質特定施設番号	基準値	汚泥の場合		ND	0.01	0.09	0.3	1	1.5	0.3	1	0.003	0.1	0.1	0.2	0.02	0.04	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1	0.3	0.5	3	
		廃酸・廃アルカリの場合		ND	0.05	0.3	1	1	5	1	1	0.03	1	1	2	0.2	0.4	10	4	30	0.6	0.2	0.6	0.3	2	1	1	5	0.1	
		処理物	廃酸、廃アルカリの場合	ND	0.05	0.3	1	1	5	1	1	0.03	1	1	2	0.2	0.4	10	4	30	0.6	0.2	0.6	0.3	2	1	1	5	0.1	
			廃酸、廃アルカリ以外の場合	ND	0.005	0.09	0.3	1	1.5	0.3	1	0.003	0.1	0.1	0.2	0.02	0.04	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1	0.3	0.5	3	
排出源		適用																												
業種		施設																												
-	☆11	アルミニウム又はその合金製造焙焼炉等の発生ガス処理施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設																												○
-	☆12	亜鉛回収施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設																												○
-	☆13	廃棄物焼却炉（火床面積が0.5 m ² 以上又は焼却能力が50 kg/h以上のもの）の発生ガス処理施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの																												○
-	☆14	廃PCB等又はPCB処理物分解施設、PCB汚染物又はPCB処理物洗浄施設又は分離施設																												○
-	☆15	担体付き触媒の製造（塩素又は塩化水素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設																												○
-	☆16	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）から金属の回収（ソーダ灰を添加してばい焼炉で処理する方法及びアルカリによる抽出する方法（ばい焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ・ろ過施設 ・精製施設 ・廃ガス洗浄施設																												○
-	☆17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法に限る。*1）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ・プラズマ反応施設 ・廃ガス洗浄施設 ・湿式集じん施設 （*1 廃棄物混焼法、液中燃焼法、過熱蒸気反応法）																												○

※業種番号と施設記号は、水質汚濁防止法施行令別表第1による。☆印はダイオキシン類対策特別措置法別表第2による。

※検定方法は、平成4年7月3日付け厚生省告示第192号「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」による。

※D X N以外の物質に関する基準値の単位

- ・汚泥、処理物（廃酸、廃アルカリ以外）の場合：mg/L（溶出量）
- ・廃酸、廃アルカリ、処理物（廃油、廃酸）の場合：mg/L（含有量）

※D X Nに関する基準値の単位

- ・汚泥、処理物（廃酸、廃アルカリ以外）の場合：ng-TEQ/g（含有量）
- ・廃酸、廃アルカリ、処理物（廃油、廃酸）の場合：ng-TEQ/L（含有量）

※総水銀が検出された場合、アルキル水銀化合物の測定結果を添付すること。

第4章

協議成立後の留意事項

1 氏名等の変更届出

次のいずれかに該当する場合には、氏名等の変更届出書を秋田県知事あてに提出してください。

- (1) 協議を行った者の氏名等に変更があったとき。(協議書に委任状を添付した場合であって委任を受けた者に変更があった場合を含む。)
- (2) 県外産業廃棄物の搬入期間を短縮するとき。

※住所、氏名、代表者等に変更があった場合は法人登記の登記事項証明書を添付してください。
※委任を受けた本社の代表者等に変更があった場合は法人登記の登記事項証明書に加え、委任状も添付してください。

※様式は県のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/376>

2 県外産業廃棄物搬入状況報告書

協議成立後、県外産廃排出事業者は、次に示した搬入期間における県外産業廃棄物の搬入実績について、搬入状況報告書を所定の期日までに秋田県知事あてに提出してください。

- (1) 毎年1月1日から6月30日の間の搬入実績・・・7月末まで
- (2) 毎年7月1日から12月31日の間の搬入実績・・・翌年1月末まで

※様式は県のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/376>

3 環境保全協力金の納入

県外産廃排出事業者には、搬入状況報告書で報告した県外産業廃棄物の搬入量に次の金額を乗じて得た額を、環境保全協力金として納入していただきます。

なお、環境保全協力金の納入は、県が送付する納入通知書により行っていただきます。納入通知は年1回、毎年2月末から3月上旬頃に送付しますので、前年分の協力金を一括して納入してください。

- | | | |
|------------------|-----------|------|
| (1) 最終処分を行うための搬入 | 搬入量1トンにつき | 500円 |
| (2) 中間処理を行うための搬入 | 搬入量1トンにつき | 200円 |
| (3) 再生利用を行うための搬入 | 搬入量1トンにつき | 50円 |

※中間処理には廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設で行う無害化処理を含みます。

※環境保全協力金の額に100円未満の額があるときはその額を、環境保全協力金の全額が500円未満であるときは全額を切り捨てることとします。

※地方銀行又は第二地方銀行であれば納入できますが、郵便局又は一部の都市銀行では納入できません。(みずほ銀行は納入可)

※納入手数料については各金融機関で扱いが異なっておりますので、あらかじめ各金融機関に確認してください。

県外産業廃棄物に係る事前協議書及び添付書類チェックリスト

区分	番号	内 容	協 議				届出 変更
			新規	更新	変更	PCB	
全般	1	排出事業者が協議しているか。					
	2	審査結果通知の内容を遵守しているか。 更新、変更協議の場合、30日前までに提出しているか。	—				—
	3	同一協議者が複数の協議書を提出していないか。 ※同一協議者は、異なる内容の複数の協議を行うことはできません。従前の協議の変更協議としてください。			—		—
協議書類関係	4	協議者は排出事業者か。					—
	5	①住所、氏名は、法人登記の登記事項証明書と一致しているか。(備考1)					—
		②排出事業所が複数ある場合、名称を工場名、支店名等を記載し区別しているか。					—
		③種類は、産業廃棄物の種類を記載しているか。 性状等が異なる場合、別記載とし、()書きで区分をしているか ※県外産業廃棄物に有害物質が含有している場合には、その内容について説明してください。(備考2)					—
		④数量は、搬入希望期間内(変更協議時は従前の搬入期限まで)における数量となっているか。 同一種類のを複数の処分業者及び施設に搬入している場合は、処分業者及び施設ごとの内訳数量が記載された書類を添付しているか。					—
		⑤性状は、固形状、液状等形態及び性状が分かるように記載しているか。					—
		⑥処分方法は、搬入先の産業廃棄物処分業許可証の処分方法の記載と一致しているか。					—
		⑦搬入期間 i 新規協議 搬入期間は、1年以内か。 (優良産廃処分業者に処分を委託する場合は2年以内。)		—	—		—
	ii 更新協議 原則として、前期限から継続する1年以内であるか。 (優良産廃処分業者に処分を委託する場合は2年以内。) ※審査結果通知の内容を遵守していない等の場合は更新できないことがあります。	—		—		—	
	iii 変更協議 ※搬入期限は、直近の新規、更新協議で付された期日までとなります。	—	—			—	
6	①収集運搬業者 排出元、積替保管場所の自治体、秋田県(秋田市)の許可年月日等を記載しているか。 ※業者が複数存在する場合は、別紙として差し支えありません。					—	
	②処分業者 i 秋田県(秋田市)の許可年月日等を記載しているか。						
		ii 処分を行う施設の名称等を記載しているか。 ※業者が複数存在する場合は、別紙として差し支えありません。					—

区分	番号	内 容	協 議				届出
			新規	更新	変更	PCB	変更
		③ 県外産業廃棄物を県内へ搬入しようとする理由を記載しているか。 ※記載は別紙として差し支えありません。					—
		④ 担当者の所属部署、氏名、連絡先の電話番号、メールアドレス等を記載しているか。					—
添付書類関係	7	搬入協定書（正本2部、日付は空欄とすること。）					—
	8	法人登記の登記事項証明書（正本1部） （提出時の現況と一致し、かつ、発行から3ヶ月以内であること。） ※全部事項証明書であれば履歴事項証明書、現在事項証明書のいずれでも可とします。		—	—		△
	9	工場、支店等の長等、代表権を持たない者が協議者の場合は、協議等の権原を有することを示す次のいずれかの書類 ・法人の代表者による当該事前協議の決裁権の委任が分かる書類 ・協議者が、排出事業所が所在する自治体に提出した、多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書、PCB保管等届出書等の写し					△
	10	県外産業廃棄物に含まれる有害物質等に係る計量証明書（発行から6ヶ月以内であること。）			△	—	—
		低濃度PCB廃棄物の場合は次のいずれかの書類 ・PCBに係る計量証明書（証明年月日は問わないものとする。） ・PCB特措法第8条に基づくPCB廃棄物の保管等の届出（搬入する低濃度PCB廃棄物とその濃度とともに記載されている場合に限る。）	—	—	—		—
		県外産業廃棄物の放射性物質濃度の測定結果	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	—
	11	県外産業廃棄物の発生工程、場所を明確にしたフロー図等			△	—	—
		PCB特措法第8条に基づくPCB廃棄物の保管等の届出の写し	—	—	—		—
	12	収集運搬業者の排出元自治体等の収集運搬業許可証の写し（秋田市内の処分業者への搬入の場合には、秋田市の同許可証の写しも添付されているか。）			△		—
	13	処分業者の処分業許可証の写し（秋田市内の処分業者への搬入の場合に限る。）			△	—	—
14	搬入数量の積算根拠等			△	—	—	
15	会社、工場等の概要がわかるパンフレット等		△	△	—	—	
16	前審査結果通知書の写し	—			—	—	
他	17	記載漏れ、誤りはないか。 （記載を訂正した場合は、訂正印が必要です。）					

△：その内容に変更がない場合に限り、添付を要しない。

○ 備考に関する説明

備考1：住所等の確認

本社ではなく支店、工場等单位で協議する場合で、法人登記の登記事項証明書等により住所が確認できない場合には、確認できる資料を添付してください。（番号9、15により確認できる場合は除く。）

備考2：県外産業廃棄物に含有する有害物質

1. 搬入先の処分業者が処理可能かどうか必ず許可証で確認してください。
2. 分析項目以外にも劇毒物、危険物や他法令で規制されている物質があるか説明してください。

○ その他

1. 協議書の受付後、審査にあたり収集運搬業者、処分業者、関係自治体等に電話等で内容の確認をする場合があります。
2. 協議区分について
 - (1) 次の場合は、新規協議に該当するので、手続きが必要です。
 - ① 協議者が吸収合併や対等合併等により法人登記を抹消され、別途法人として登記された場合
 - ② 個人事業者が法人化した場合
 - (2) 次の場合は、変更協議に該当するので、手続きが必要です。
 - ① 産業廃棄物の搬入量の増量又は種類の変更等がある場合
 - ・総量に変更がなくとも、内訳数量が変更になる場合や、性状、組成の異なる物が新たに追加になる場合なども必要です。
 - ② 搬入期間を延長する場合
 - ・新規、更新協議時に1年（優良産廃処分業者に搬入する場合は2年と読み替えるものとする。以下同じ。）未満の搬入期間で協議が成立している場合で、当該新規、更新協議の搬入開始日から1年以内の期間において、搬入期間を延長する場合に限りです。（当該新規、更新協議において搬入期間が1年となっている場合は、変更協議で期間延長はできません。）
 - ③ その他、規則で規定する事項に該当する場合
 - (3) 次の場合は、変更届出に該当するので、手続きが必要です。
 - ① 協議者の住所、氏名、電話番号等が変更になった場合
 - ・登記事項証明書、会社のパンフレット、取引先への周知文書等変更後の内容が確認できる書類を添付してください。
 - ・協議者である工場、支店等の代表者が変更になった場合は、協議等の権原を有することを示す書類が新たに必要です。
 - ② 県外産業廃棄物の搬入期間を短縮する場合

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る
事前協議等に関する条例 様式集

（第1面）

県外産業廃棄物搬入事前協議書		年 月 日
（あて先）秋田県知事		
郵便番号		
住 所		
氏 名		
法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名		
電話番号		
秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第3条第1項の規定 により、次のとおり協議します。		
排 出 事 業 所	名 称	
	所 在 地	
県内で処分 するために 搬入しよう とする県外 産業廃棄物	種 類	
	数 量 (トン)	
	性 状	
	処分方法	
	搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで

添付書類

- 1 住民票の写し（法人にあっては、登記簿の謄本）
- 2 県外産業廃棄物の成分の分析の結果を記載した書類（協議書を提出しようとする日前6月以内に分析したもの）
- 3 県外産業廃棄物が生ずるまでの工程の概要図
- 4 その他知事が必要と認める書類

産 業 廃 棄 物 処 理 業 者 等	収集・運搬	氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）			
		住所（法人にあつては、 主たる事務所の所在地）			
	許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号		
	中間処理	氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）			
住所（法人にあつては、 主たる事務所の所在地）					
許 可 年 月 日		年 月 日	許可番号		
県外産業廃棄物の処分を行う 施設の名称及び所在地					
最終処分	氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）				
	住所（法人にあつては、 主たる事務所の所在地）				
	許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号		
	県外産業廃棄物の処分を行う 施設の名称及び所在地				
県外産業廃棄物を県内へ搬入しようとする理由					
事前協議 担当者連絡先	郵便番号・住所	〒			
	部署・担当者名				
	電話番号				
	メールアドレス				

県外産業廃棄物搬入変更協議書		
年 月 日		
（あて先）秋田県知事		
郵便番号〒 住 所		
氏 名		
（ 法人にあつては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名 ）		
電話番号		
秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり協議します。		
変更 の 内 容	変 更 後	
	変 更 前	
変更の理由		
事前協議 担当者連絡先	郵便番号・住所	〒
	部署・担当者名	
	電 話 番 号	
	メールアドレス	

添付書類
変更の内容を示す書類

県外産業廃棄物搬入協定書

（以下「甲」という。）と秋田県（以下「乙」という。）とは、秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第4条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けで協議が成立した県外産業廃棄物の搬入について、次のとおり協定を締結する。

第1条 甲は、乙との協議の内容を遵守し、県外産業廃棄物を適正に処理する。

第2条 協定期間は、 年 月 日から環境保全協力金の納入が終了するまでとする。

第3条 甲は、乙に対し環境保全協力金を納入する。

2 環境保全協力金の額は、秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則第3条第2項の表に定める金額に条例第6条の規定により報告した県外産業廃棄物の搬入量に乗じて得た額とする。

3 環境保全協力金の額に100円未満の額があるときはその額を、環境保全協力金の全額が500円未満であるときは全額を切り捨てるものとする。

第4条 甲の環境保全協力金の納入は、乙が送付する納入通知書により行うものとする。

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

乙 秋田市山王4丁目1番1号

秋田県知事

印

県外産業廃棄物搬入状況報告書				
			年 月 日	
(あて先) 秋田県知事				
住 所				
氏 名				
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)				
電話番号				
秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第6条の規定により、次のとおり報告します。				
搬 入 期 間	年 月 日から		年 月 日まで	
搬 入 先	最 終 処 分	中 間 処 理	再 生 利 用	
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）			
	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
	県外産業廃棄物の処分を行った施設の名称及び所在地			
搬 入 実 績	産業廃棄物の種類		搬 入 量 (トン)	
	摘 要			
	最 終 処 分			
		合計		
	中 間 処 理			
		合計		
	再 生 利 用			
合計				

備考1 搬入量については、小数点以下第3位まで記載してください。
 2 摘要欄には、埋立て、焼却、中和その他具体的な処分の内容を記載してください。

※再生利用の場合（様式第4号附表の1）

(1) 「広域再生利用指定制度」の対象となる産業廃棄物を処分する場合

指定番号		指定を受けた県外産業廃棄物の種類		数量(ト)	
				①	

(2) 「再生利用認定制度」の対象となる産業廃棄物を再生利用する場合

認定番号		認定を受けた県外産業廃棄物の種類		数量(ト)	
				②	

(3) 産業廃棄物処分業者が、次の算式により算定して得た数値（「再生利用率」）が0.9以上となる産業廃棄物の処分を行う場合

秋田県内に搬入した産業廃棄物 (A)	産業廃棄物の種類						
	処分業者名称						
	排出事業所名称						
	数量(ト) ③						
	③のうち減量化した数量(ト) ④						
(A)のうち、製品の部品若しくは原材料として利用するもの	数量(ト) ⑤						
(A)のうち、製品の部品若しくは原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡するもの	数量(ト) ⑥						
	譲渡先の住所及び氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)						
(A)のうち、産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物 (B)	産業廃棄物の種類						
	数量(ト) ⑦						
	(B)の処分方法						
	上記処分の委託先の住所及び氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)						
再生利用率 ((⑤+⑥) ÷ ((⑤+⑥) +⑦))							

備考1 本表の記載にあつては、県外排出事業者が、搬入先の産業廃棄物処分業者から聴き取り調査のうえ記載すること。

2 様式第4号で「再生利用」欄に記載がある場合には、表の該当事項を記載すること。

3 様式第4号の「再生利用」欄に記載する搬入量は、県外から搬入した時点での数量（表の①、②又は③欄の数量）を記載すること。

4 上記の(3)にあつては、次の算式で確認すること。

$$\text{③} = \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥} + \text{⑦}$$

5 再生利用率の算定にあつては、小数点以下第2位を切り捨てること。

※排出事業所が複数ある場合（様式第4号附表の2）

排出事業所別搬入実績内訳表

産業廃棄物の種類				
排出事業所名称				
搬入量 (トン)	最終処分			
	中間処理			

産業廃棄物の種類				
排出事業所名称				
搬入量 (トン)	最終処分			
	中間処理			

産業廃棄物の種類				
排出事業所名称				
搬入量 (トン)	最終処分			
	中間処理			

備考1 再生利用は除く。(再生利用については、様式第4号附表の1に記載してください。)

2 搬入量は、小数点以下第3位まで記載してください。(小数点以下第4位を切り捨てること)

県外産業廃棄物搬入協定書

（以下「甲」という。）と秋田県（以下「乙」という。）とは、秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第4条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けで協議が成立した県外産業廃棄物の搬入について、次のとおり協定を締結する。

第1条 甲は、乙との協議の内容を遵守し、県外産業廃棄物を適正に処理する。

第2条 協定期間は、 年 月 日から乙が県外産業廃棄物搬入状況報告書を受理するまでとする。

第3条 甲は、乙に対して環境保全協力金を納入することを要しない。

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

乙 秋田市山王4丁目1番1号

秋田県知事

印

(様式第6号)

氏名等の変更届出書

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

電話番号

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第3条第1項の規定による協議を行った者の氏名等に変更があつたので届け出ます。

変更の内容	変更後	
	変更前	
変更の理由		
変更年月日		年 月 日
事前協議 担当者連絡先	郵便番号・住所	
	部署・担当者名	
	電話番号	
	メールアドレス	

添付書類
変更の内容を示す書類

(様式第7号)

文 書 番 号
年 月 日

事業者等 様

秋田県知事

県外産業廃棄物搬入事前協議審査結果通知書

令和 年 月 日付で収受した県外産業廃棄物搬入事前協議書については、協議が成立しましたので、秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第3条第3項の規定により通知します。

記

- 1 排出事業所所在地
- 2 搬入数量
- 3 搬入期間
- 4 搬入先
- 5 搬入に当たっては、事前協議の内容並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令を遵守し、当該県外産業廃棄物を適正に処理してください。
- 6 事前協議の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、変更に係る搬入を開始しようとする日の30日前までに変更協議をしてください。
- 7 更新に係る事前協議は、搬入期限の30日前までに行ってください。
- 8 搬入実績について、県外産業廃棄物搬入状況報告書により、1月から6月までの分については7月末までに、7月から12月までの分については翌年1月末までに報告してください。
- 9 別添のとおり県外産業廃棄物搬入協定を締結しましたので、同協定に基づく環境保全協力金を別途郵送する納入通知書により納入してください。

担当：秋田県生活環境部環境整備課廃棄物対策班 ○○ ○○
018-○○○-○○○○

(様式第 8 号)

文 書 番 号
年 月 日

事業者等 様

秋田県知事

県外産業廃棄物搬入事前協議について

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第 3 条第 1 項の規定による協議が成立したので、同条第 4 項の規定により通知します。

排 出 事業所	名 称			
	所 在 地			
県内で処分 するために 搬入しよう とする県外 産業廃棄物	種 類			
	数 量 (トン)			
	性 状			
	処分方法			
	搬入期間			
産業廃棄物の処分を行う産業廃棄物処理業者等				
氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)				
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)				
県外産業廃棄物の処分を行う施設の名称及び所在地				

(様式第 9 号)

文 書 番 号
年 月 日

事業者等 様

秋田県知事

県外産業廃棄物搬入事前協議について

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第 3 条第 1 項の規定による協議が成立したので、同条第 4 項の規定により通知します。

排 出 事業所	名 称			
	所 在 地			
県内で処分 するために 搬入しよう とする県外 産業廃棄物	種 類			
	数 量 (トン)			
	性 状			
	処分方法			
	搬入期間			

事業者等 様

秋田県知事

県外産業廃棄物搬入変更協議について

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第3条第1項の規定による協議が成立したので、同条第4項の規定により通知します。

排 出 事業所	名 称			
	所 在 地			
県内で処分 するために 搬入しよう とする県外 産業廃棄物	種 類			
	数 量 (トン)			
	性 状			
	処分方法			
	搬入期間			
産業廃棄物の処分を行う産業廃棄物処理業者等				
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）				
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）				
県外産業廃棄物の処分を行う施設の名称及び所在地				

(様式第 11 号)

文 書 番 号
年 月 日

事業者等 様

秋田県知事

県外産業廃棄物搬入変更協議について

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第3条第1項の規定による協議が成立したので、同条第4項の規定により通知します。

排 出 事業所	名 称			
	所 在 地			
県内で処分 するために 搬入しよう とする県外 産業廃棄物	種 類			
	数 量 (トン)			
	性 状			
	処分方法			
	搬入期間			

注) 通知書に記載された数量は、変更協議により当初の通知書に記載された搬入期間に搬入できることとなる数量です。

(様式第 12 号)

文 書 番 号
年 月 日

事業者等 様

秋田県知事

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議について（勧告）

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年秋田県条例第75号。以下「条例」という。）第8条第3項の規定により、次のとおり措置するよう勧告します。

なお、当該措置がなされない場合は、条例第9条第1項の規定により、勧告に従わない旨及び当該勧告の内容を公表することがあります。

1 勧告事項

条例第3条第1項の規定により成立した協議の内容を遵守すること。

2 勧告の理由

令和 年 月 日付け環備一〇〇による条例第3条第1項の規定により成立した協議の内容を遵守することなく、承認された搬入数量を超過し、秋田県〇〇市〇〇の〇〇〇株式会社において処分するために搬入したことは、条例第8条第〇項に該当するため。

(委任状の記載例)

委 任 状

秋田県知事 あて

(受任者)

住所 ○○県○○市○○丁目○○番地○○

氏名 ○○○○株式会社○○工場

工場長 □□ ○○

上記の者を代理人と定め、下記法令等に関する一切の権原を委任します。

記

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 2 秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例

年 月 日

(委任者)

住所 ●●県●●市●●区●●丁目●●番地●●

氏名 ○○○○株式会社

代表取締役 ■■ ▲▲

参考資料

【参考資料 1】

「県外産業廃棄物搬入事前協議における添付書類の取扱いについて」

令和元年6月26日付 環備－203

【参考資料 2】

「県外産業廃棄物搬入事前協議の手續に関する押印・対面方式の見直しについて」

令和3年3月24日付 環備－707

【参考資料 3】

「県外産業廃棄物搬入事前協議に係る放射性物質の測定等に関する方針の一部改正について（通知）」

令和3年8月27日付 環備－338

【参考資料 1】

環 備 ー 2 0 3

令和元年 6 月 2 6 日

県外産業廃棄物搬入事業者 様

県外産業廃棄物処分業者 様

秋田県生活環境部長

(公 印 省 略)

県外産業廃棄物搬入事前協議における添付書類の取扱いについて（通知）

日頃より本県の廃棄物行政にご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例で定める事前協議において、添付を求める書類の取扱いについて別添のとおり定め、事前協議の簡素化を図りましたので通知します。

【主な改正点】

- 1 協議等の権原を有することを示す書類として、法人の代表者による委任状に代えて、「協議者が、排出事業所が所在する自治体に提出した、多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書、PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書等の写し」を添付することができることとした。
- 2 県外産業廃棄物の放射性物質濃度の測定を行い、その結果を記載した書面の写しを添付する地域から、山梨県、長野県、静岡県を除外した。

《担 当》

秋田県生活環境部環境整備課

廃棄物対策班

T E L 018-860-1624

e-mail recycle@pref.akita.lg.jp

県外産業廃棄物搬入事前協議における添付書類の取扱いについて

秋田県生活環境部環境整備課
令和元年6月26日

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例で定める事前協議について、添付を求める書類を次のとおりとする。

1 事前協議書の添付書類

排出事業者は、秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議に関する条例施行規則(以下「規則」という。)第2条第2項に定める事前協議書(様式第1号)に、次の書類を添付し、提出するものとする。

なお、低濃度PCB廃棄物の搬入に係る事前協議は郵送による提出も受け付ける。

(1) 県外排出事業者の情報について

- ① 県外排出事業者の住民票の写し(法人にあっては登記事項証明書)
- ② 協議等の権原を有することを示す次のいずれかの書類(工場、支店等の長等、代表権を持たない者が協議者の場合に限る)
 - ・法人の代表者による協議等の権原に関する委任状
 - ・協議者が、排出事業所が所在する自治体に提出した、多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書、PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書等の写し(備考1参照)

(2) 県外産業廃棄物の成分について

- ・搬入する産業廃棄物の種類別の有害物質に係る計量証明書(発行から6ヶ月以内のもの)
- ・低濃度PCB廃棄物を搬入する場合は、PCBの分析結果(発行年月日は問わない)又はPCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書等の写し(PCB濃度が記載されているものに限る)
- ・県外産業廃棄物の放射性物質濃度(備考2参照)

(3) 県外産業廃棄物の発生工程等について

- ・搬入する産業廃棄物の発生工程、場所を明確にしたフロー図等
- ・低濃度PCB廃棄物を搬入する場合は、排出元の自治体に提出したPCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の保管等の届出の写し

(4) その他

- ・収集運搬業者の排出元自治体等の収集運搬業許可証の写し(秋田県が発行したものを除く)
- ・県外産業廃棄物搬入協定書(様式第3号)(正本2部)

2 施行期日

令和元年7月1日

3 理由

令和元年5月20日付け環循規発第1905201号「廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について(通知)」により、環境省から、広域的な処理の円滑化のための手続き等の合理化を重ねて要請されたことから、添付書類を簡素化し、事務を簡略化する。

【添付書類(対照表)】

No	改正前	改正後
1	搬入協定書(正本2部) 規則第3条第1項	変更なし
2	登記簿謄本又は履歴事項全部証明書(現在事項全部証明書でも可) 規則第2条第3項第1号	変更なし
3	法人の代表者による協議等の権原に関する委任状(工場、支店等の長等、代表権を持たない者が協議者の場合に限る。)	工場、支店等の長等、代表権を持たない者が協議者の場合は、協議等の権原を有することを示す次のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> ・法人の代表者による当該事前協議の決裁権の委任が分かる書類 ・協議者が、排出事業所が所在する自治体に提出した、多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書、PCB保管等届出書等の写し(備考1)
4	搬入産業廃棄物の種類別の計量証明書(発行から6ヶ月以内) 規則第2条第3項第2号	変更なし
	低濃度PCB廃棄物を搬入する場合は次のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> ・搬入する低濃度PCB廃棄物の計量証明書(証明年月日は問わない) ・PCB保管届出の写し(PCB濃度が記載されているもの) 	変更なし
	県外産業廃棄物の放射性物質濃度の測定結果	備考2
5	搬入産業廃棄物の発生工程、場所を明確にしたフロー図等 規則第2条第3項第3号	変更なし
	低濃度PCB廃棄物を搬入する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・排出元の自治体に提出したPCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の保管等の届出の写し 	変更なし
6	収集運搬業者の排出元自治体等の収集運搬業許可証の写し(秋田市内の処分業者への搬入の場合には、秋田市の同許可証の写し。)	変更なし
7	処分業者の処分業許可証の写し(秋田市内の処分業者への搬入の場合に限る。)	変更なし
8	搬入数量の算定根拠等 (低濃度PCB廃棄物のみ搬入する場合は不要)	変更なし
9	会社、工場等の概要がわかるパンフレット等 (低濃度PCB廃棄物のみ搬入する場合は不要)	変更なし
10	前審査結果通知書の写し(更新又は変更の場合)	変更なし

※備考 1 届出書等の写し

添付できる届出書は次のとおりです。

- ・ 廃棄物処理法第 12 条第 9 項に基づく多量排出事業者の産業廃棄物処理計画
- ・ 廃棄物処理法第 12 条第 10 項に基づく産業廃棄物処理計画の実施状況報告
- ・ 廃棄物処理法第 12 条の 2 第 10 項に基づく多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画
- ・ 廃棄物処理法第 12 条の 2 第 11 項に基づく特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況報告
- ・ 廃棄物処理法第 12 条の 3 第 7 項に基づく産業廃棄物管理票交付者の報告
- ・ PCB 特措法第 8 条第 1 項に基づく PCB 廃棄物等の保管及び処分状況等届出
- ・ PCB 特措法施行規則第 10 条第 2 項に基づく PCB 廃棄物等の保管の場所等の変更届出
- ・ PCB 特措法施行規則第 16 条第 2 項に基づく承継届出
- ・ PCB 特措法施行規則第 26 条第 2 項に基づく譲受け届出

※備考 2 県外産業廃棄物の放射性物質濃度の測定結果

別表 1 の都県に所在する事業所から県外産業廃棄物を秋田県内で処分するために搬入しようとする場合には、当分の間、県外産業廃棄物の放射性物質濃度（セシウム 134、セシウム 137 及びその合計量に関するものをいう。以下同じ。）の測定を行い、その結果を記載した書面の写しを県外産業廃棄物搬入事前協議書に添付してください。

ただし、搬入しようとする産業廃棄物の形状、性状、その他の理由により放射性物質濃度の測定が困難と認められる場合に限り、空間線量率の測定をもって放射性物質濃度の測定に代えることができるものとします。

なお、福島県の汚染廃棄物対策地域以外に所在する事業所については、発生する場所が屋内であり、かつ保管場所が屋内若しくは密閉容器に保管されている別表 2 に掲げる県外産業廃棄物の測定を省略できることとします。この場合は保管状況がわかる写真を添付してください。

【別表 1】

改正前	改正後
岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、 <u>山梨県、長野県、静岡県、</u> 福島県（放射性物質汚染対処特措法に規定する汚染廃棄物対策地域を除く。）	岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、 <u>福島県</u> （放射性物質汚染対処特措法に規定する汚染廃棄物対策地域を除く。）

※ 測定結果の添付を求める地域を放射性物質汚染対処特別措置法第 16 条の調査義務の対象地域とし、山梨県、長野県、及び静岡県を除外する。

【別表 2】

改正前	改正後
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、感染性産業廃棄物、廃 PCB 等、PCB 汚染物、PCB 処理物。ただし、中間処理後の産業廃棄物であるものを除く。	変更なし

【参考資料 2】

環 備 ー 7 0 7
令和 3 年 3 月 2 4 日

県外産業廃棄物処分業者 様

秋田県生活環境部長
(公 印 省 略)

県外産業廃棄物搬入事前協議における押印・対面方式の見直しについて（通知）

日頃より本県の廃棄物行政にご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例で定める事前協議において、押印及び対面による手続を見直し、事前協議の簡素化を図りましたので通知します。

【主な改正点】

- 1 県外産業廃棄物搬入事前協議書等への代表者の押印を廃止した。
- 2 事前協議書は郵送でも受け付けることとした。

《担 当》

秋田県生活環境部環境整備課

廃棄物対策班 田村

T E L 018-860-1624

e-mail recycle@pref.akita.lg.jp

県外産業廃棄物搬入事前協議における押印・対面方式の見直しについて

秋田県生活環境部環境整備課
令和3年3月24日

「秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」で定める事前協議について、次のとおり手続を見直す。

1 事前協議書への押印の省略

排出事業者は、秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議に関する条例施行規則に基づく「別に定める様式」への押印を一部不要とする。

なお、押印を不要とする別に定める様式は以下のとおりである。

- ① 様式第1号 県外産業廃棄物搬入事前協議書（条例第3条第1項）
- ② 様式第2号 県外産業廃棄物搬入変更事前協議書（条例第3条第1項）
- ③ 様式第4号 県外産業廃棄物搬入搬入状況報告書（条例第6条）
- ④ 様式第6号 氏名等の変更届出書
- ⑤ 参考様式 委任状

※ 県外産業廃棄物搬入協定書（様式第3号及び第5号）については、従来どおり押印を要するものとする。

2 郵送による事前協議書の受付

事前協議は郵送でも受け付ける。なお、郵送前にあらかじめ電話等で県担当者と相談すること。

3 優良産廃処分業者の定義の明確化

優良産廃処分業者が廃棄物処理法第15条の4の4に規定する無害化処理を委託された場合は、「優良産廃処分業者に処理を委託する場合」に該当し、搬入期間は2年以内となることを明示する。

4 施行期日

令和3年4月1日

5 理由

県の行政手続等における押印・対面方式の見直し方針に基づき、手続を簡略化する。

【参考資料 3】

環 備 一 3 3 8
令和 3 年 8 月 2 7 日

県外産業廃棄物処理事業者 様

秋田県生活環境部長
(公 印 省 略)

県外産業廃棄物搬入事前協議に係る放射性物質の測定等に関する方針の一部改正について（通知）

日ごろから県の産業廃棄物行政に関しまして、御理解と御協力をいただき感謝いたします。

さて、本県では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故への対処として、当分の間、県外産業廃棄物を焼却施設又は最終処分場等で処理する場合の処理後物等の放射性物質濃度の測定を求めています。事故の発生から 10 年が経過したことを踏まえ、「県外産業廃棄物搬入事前協議に係る放射性物質の測定等に関する方針」の一部を別添のとおり見直しましたのでお知らせします。

また、御不明な点等ございましたら下記担当まで御連絡ください。

【主な改正点】

県外産業廃棄物を処理する事業者が焼却施設または最終処分場等で処分する場合に測定する処理後物等の放射性物質濃度の測定回数を、次のとおりとする。

- ・ 1 か月に 1 回の測定結果が 3 回続けて不検出であった場合は 3 か月に 1 回
- ・ 3 か月に 1 回の測定結果が 4 回続けて不検出であった場合は 1 年に 1 回以上

〔担 当〕

〒010-8570

秋田県秋田市山王四丁目 1 番 1 号

秋田県生活環境部 環境整備課

廃棄物対策班

電 話 018-860-1624

F A X 018-860-3835

県外産業廃棄物搬入事前協議に係る放射性物質の測定等に関する方針

令和 3 年 8 月 2 7 日
秋田県生活環境部環境整備課

平成 23 年 3 月 1 1 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故から 10 年以上が経過したことを踏まえ、当分の間、次のとおり対応することとする。

なお、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）」第 11 条に規定する「汚染廃棄物対策地域」内で発生した産業廃棄物を処分するために搬入することは認めないこととする。

1 事前協議時における放射性物質濃度の測定

県外排出事業者は、別表 1 の都県、又は福島県（汚染廃棄物対策地域を除く。以下、同じ。）に所在する事業所から県外産業廃棄物を秋田県内で処分するために搬入しようとする場合には、当分の間、県外産業廃棄物の放射性物質濃度（セシウム 134、セシウム 137 及びその合計量に関するものをいう。以下同じ。）の測定を行い、その結果を記載した書面の写しを県外産業廃棄物搬入事前協議書に添付することとする。

ただし、搬入しようとする産業廃棄物の形状、性状、その他の理由により放射性物質濃度の測定が困難と認められる場合に限り、空間線量率の測定をもって放射性物質濃度の測定に代えることができるものとする。

なお、福島県の汚染廃棄物対策地域以外に所在する事業所については、発生する場所が屋内であり、かつ保管場所が屋内若しくは密閉容器に保管されている別表 2 に掲げる県外産業廃棄物の測定を省略できることとする。

2 協議成立後の放射性物質濃度の測定

1 による事前協議成立後、県外産業廃棄物を初回搬入月の翌月以降も引き続き搬入する場合には、県は定期的に放射性物質濃度の測定を求めるものとし、その頻度は、当分の間、1 か月に 1 回の割合で実施することとする。ただし、搬入がない月は除くものとし、測定結果が 3 回続けて不検出であった場合には 3 か月に 1 回実施することとし、3 か月に 1 回の測定結果が 4 回続けて不検出であった場合には 1 年に 1 回以上実施することとする。

なお、1 のただし書きにより、空間線量率の測定を行う場合は、原則として搬入する産業廃棄物ごとに測定を行うこととする。

3 県外産業廃棄物を処理する事業者における放射性物質濃度の測定

県外産業廃棄物を秋田県内で処理する事業者（以下、「処理事業者」という。）は、別表 1 の都県又は福島県の事業所から排出される県外産業廃棄物を焼却施設又は最終処分場等で処理する場合は、次のとおり処理後物等の放射性物質濃度を 1 か月に 1 回測定することとする。

ただし、測定結果が 3 回続けて不検出であった場合には 3 か月に 1 回実施することとし、3 か月に 1 回の測定結果が 4 回続けて不検出であった場合には 1 年に 1 回以上実施することとする。

(1) 焼却施設で処理する場合は、燃え殻及びばいじん。

また、焼却施設から排出される排水の処理を行っている場合は、この排水処理施設か

- ら公共用水域へ排出される排水及び排水処理施設で発生する汚泥。
- (2) 最終処分場で処理する場合は、放流水、浸出液処理設備から発生する汚泥及び最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水。
 - (3) その他の処理施設であって当該処理施設から排出される排水の処理を行っている場合は、排水及び排水処理施設で発生する汚泥。

4 測定結果の報告等

- (1) 2による2回目以降の測定が必要な場合は、測定の都度、環境整備課に測定結果書の写しを提出することとする。
- (2) 処理事業者は上記3により測定した結果について、翌月10日までに県に報告することとする。
なお、燃え殻、ばいじんから8,000Bq/kgを超える値が検出された場合、また、排水から放射性物質が検出された場合には報告期限に関わらず直ちに県へ報告することとする。

5 その他

- (1) 放射性物質濃度の測定にあたっては、ゲルマニウム半導体検出器又はNaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ又はLaBr³(Ce)シンチレーションスペクトロメータ(空間線量率の測定にあたってはNaIシンチレーションサーベイメータ)を用いることとする。
- (2) 産業廃棄物の放射性物質濃度は、測定する物の性状や試料採取箇所によってばらつきがあると考えられるので、試料採取に当たっては日本工業規格(JIS-K0060「産業廃棄物のサンプリング方法」)、又は「放射能濃度等測定方法ガイドライン(環境省平成25年3月第2版)」に準拠して行うこととする。
- (3) 産業廃棄物の空間線量率の測定に当たっては、「放射能濃度等測定方法ガイドライン(環境省平成25年3月第2版)」に準拠し、対象となる産業廃棄物の表面から1m離れた位置で空間線量率を測定し、バックグラウンド測定地点(廃棄物から十分離れた地点)での空間線量率と同程度であることを確認するものとする。
なお、空間線量率の測定は対象となる産業廃棄物の異なる4以上の測定点ごとに行うこととする。

別表1 対象となる事業所の所在地

岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、静岡県

別表2 測定を省略することができる県外産業廃棄物

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、感染性産業廃棄物、廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物。ただし、中間処理後の産業廃棄物であるものを除く。